三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の供給単価が百八十一円未満の場合、次の算式により得られる数に十分の九を乗じた額）として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（A－150）×B

算式の符号

A　次の（1）及び（2）の規定のすべてに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの資本費

（1）　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が150円以上であること。

（2）　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの給水原価が263円以上であること。

B　高料金対策上水道事業について総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量

［削る］

20～23　［略］

24　平成十二年度から平成三十年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財費の額とする。

⑴　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一四八円以上であること。

⑵　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量一立方メートル当たりの給水原価が二四五円以上であること。

20　高料金対策上水道有収水量は、高料金対策上水道事業について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量とする。

21～24　［同上］

25　平成十二年度から平成二十九年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する